

国労は、生涯賃金に関わる

「昇給係数2の根拠」と

「昇給係数2の回復」

を強く求める団体交渉を行う!

1. 「昇給係数2」の実施は「労働条件に関する協約」(平成30年10月1日締結)におけるどの条文を適用させたのか明らかにすること。

組

定期昇給は、国鉄時代からも4号俸・昇給係数4が基本。賃金規定20条による「昇給の実施」以外の根拠はどこにあるのか。

定期昇給の実施は「黒字」が前提であり、昇給係数4が望ましいが、決算状況や経営環境・先行きを見て判断する。今回は経営状況を見て昇給係数2と判断した。

会

2. 今回の定期昇給回復として、速やかに「昇給係数2」を実施すること。

組

判断の基準は何か。55歳未満の社員の生涯賃金に影響が出る。業績が回復したら昇給係数2を回復するメッセージを発信し、安心感を持たせるべきだ。

コロナ前には戻らない・先行きは分からない中で、昇給係数2の回復は約束できない。

会